

平成22年(ネ)第1779号 損害賠償請求控訴事件

控訴人(一審原告) [REDACTED] 外

被控訴人(一審被告) 株式会社読売新聞東京本社 外

証拠説明書(9)

平成22年7月12日

東京高等裁判所 第23民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 瀬戸和宏

同 本間紀子

同 佐藤千弥

同 宮城朗

外

書証番号	証拠の標目	原・写	作成日付	作成者
立 証 趣 旨				
甲G81	判決	抄本	H21.3.18	東京地方裁判所裁判長合田悦三、裁判官高橋正幸、裁判官賀嶋敦
平成電電株式会社の代表取締役であった佐藤賢治に対する詐欺被告事件(東京地方裁				

判所平成19年刑(わ)第994号等)に対する判決。懲役12年の求刑に対し、懲役10年の実刑判決が言い渡された。

佐藤の主張は、佐藤に詐欺の故意はなく、また佐藤と熊本及び坂上との間に詐欺の共謀はないという点にあったが、「匿名組合が一般投資家に対し、出資金を平成電電にリースする通信機器を平成電電以外の通信機器メーカーや商社から購入する資金に充てる旨の虚偽の説明を募集資料等ですることも認識・認容していたと認められる」として「詐欺の故意を有していたことは疑いない」とし、また、熊本との共謀も認定している(45～46頁)。

裁判所は、証拠により以下の事実を認定しており、原告らの主張を裏付けている。

① 平成電電は決算について監査意見不表明という事態が生じて、見込んでいた株式公開ができなくなったことから、平成15年春頃、必要な設備投資資金を確保するために、商法上の匿名組合の利用する資金調達を行う計画を立てた。

佐藤は、その資金調達スキームの細目立案を熊本に依頼した。

熊本が立案したスキームは、設備社(後にシステム社が加えられた)を営業者とする匿名組合契約を組成し、一般投資家から匿名組合員として出資を募って資金を集め、その出資を元手にして設備社が平成電電以外の商社ないし通信機器メーカーから平成電電の電気通信事業に必要な通信機器を購入し、それらを通信機器を設備社から平成電電にリースし、平成電電において、この通信機を使用した通信事業を行うとともに、設備社にリース料を支払い、設備社が、匿名組合員に対し、そのリース料から分配金を支払うというものであった。(11～12頁)

② 投資家に送付された重要事項説明書及び募集パンフレット等は、設備社・システム社において文案を作成し、平成電電側の確認を得た上で作成された。(12頁)

③ 送付資料は、全体として、営業者が平成電電以外から通信機器を購入して平成電電にリースすると理解させるものであった。(12頁、17頁、28頁)

④ 平成電電の平成15年1月期、平成16年1月期、平成17年1月期の各決算は、いずれも「監査意見不表明」とされた。監査法人の見解に基づいて修正すれば、平成16年1月期の決算は約38億円の債務超過、約50億円の当期損失、17年1月期は約76億円の債務超過で約47億円の当期損失であった。

平成電電で作成されていた資金繰り表によれば、平成13年12月から平成17年9月まで、一貫して、売上高で経費支出がまかなえない状態(代理人注:経常収支が赤字で有ること)が継続したこと、平成16年1月、9月、平成17年3月は経常収支が黒字のようになっているが、これは、DT社の株式の売却収入や営業譲渡収入を経常収入として参入した結果にすぎない。(13～14頁、19～20頁)

(代理人注:したがって、平成電電は、平成15年1月期も経常収支は赤字であったことになる。)

⑤ 本件資金調達スキームでは、匿名組合の規約にないことなどから、リースバック取引は認められず、そのことを熊本が平成電電の従業員(田代)に伝えていた。(14頁)

田代は、そのことを佐藤に報告している。(15頁)

⑥ 直収線事業の回線獲得数は、事業計画からは大きく下回っていた(14～15頁)。

⑦ リースバックスキームが匿名組合の重要事項説明書の説明からは問題があるので、佐藤は、DTSJ社を介在させた(15～16頁)。

⑧ 10号匿名組合契約から、設備社・システム社が集めた資金は設備社・システム社からDTSJ社の銀行口座を経由して平成電電の銀行口座に送金され、主として運転資金に充てられていた。(16頁)

⑨ 少なくとも、13号匿名組合以降の物件明細は、平成電電が民事再生手続開始の申立をするまで作成されておらず、民事再生手続開始申立後に、事後的に、設備社・システム社からDTSJ社へ送金された金額に合わせて対応する物件を特定する形で物件明細を作成した(17～18頁)。

甲G82	証人尋問調書 岩崎なるみ	写し	H20.12.11	東京地方裁判所刑事6部 裁判所書記官水崎幹也
------	-----------------	----	-----------	---------------------------

公認会計士の資格を有し、警視庁に財務捜査官として採用された警察官。本件詐欺被告事件につき、財務関係の捜査を主に担当した警察官。

- ① 平成電電が、売上高を過大に計上する形で粉飾決算を行っていた事実
- ② 平成15年1月期、平成16年1月期、平成17年1月期とも、営業利益、経常利益、当期利益が赤字の状態であった事実
- ③ 平成電電の粉飾決算の方法は下記の4つであった事実
 - ア モデム等ADSLオーナーに対するリース資産を、リース期間に応じて期間按分しなければならないところを、一括で売上に計上する。
 - イ 保有している有価証券の売却益を売上高に計上する（本来であれば、営業外損益か、特別損益に計上しなければならない）。
 - ウ 本来計上が認められていない有価証券の評価益を売上高に計上する。
 - エ 固定資産のリースバック取引による売却益も、リース期間に応じて期間配分しなければならないところ、決算時に一括で利益計上している。
- ④ 平成電電は平成13年12月から平成17年9月までの資金繰りをみても、一貫して赤字の状態、本来であれば、もっと早い時期に資金ショートをおかしてもおかしくなく、また、経常収支も一貫して赤字で、本業では資金をまかないきれない状態であったが、リースバック取引の始まった平成16年11月以降は月々30億円ほどの入金があることでなんとか赤字をまかなってきた状態であった事実。
- ⑤ 平成電電の通信事業収入は、平成17年7月まではマイラインが収入の相当分量を占めていたが、同年8月以降はマイライン事業の売却により、マイラインから得られる収入がなくなった事実（マイラインからの収入は、NTT経由で入ってくるため締め日の関係でタイムラグがあり、同年8月、9月はその他収入としてあげられている）
- ⑥ 監査法人の「意見不表明」は、実質的には不適法意見を出したに等しい事実

甲G83	証人尋問調書 竹村文利	写し	H20.6.30	東京地方裁判所刑事6部 裁判所書記官小山俊明
------	----------------	----	----------	---------------------------

(備考)

刑事事件（被告人熊本徳夫及び坂上好治関係、東京地方裁判所平成19年刑（わ）第994号等詐欺被告事件）における平成電電の取締役であった被告竹村の尋問調書

(立証趣旨)

- ① 平成電電社内の平成16年2月当時の予測では、同年10月頃に直収線事業が黒字に転じる見込みと想定され、そのための損益分岐点は50万チャンネル、35万回線程度の契約数を要するとされていたこと。
- ② ところが、現実に平成16年10月時点で平成電電が獲得できた回線・チャンネル数は3万チャンネル、2万2000回線であって、当初の予定の16分の1程度であったこと。
- ③ そのため非常に資金繰りが苦しくなり、平成16年2月～平成17年1月までの1年間の経常収支は200億円のマイナス、平成16年度の月単位では、同年2月の経常収支はマイナス20億円、3月はマイナス23億円であったこと。その後の期間もずっとマイナス続きであったこと。
- ④ 平成電電は、マイライン事業・ISP事業・直収線事業の3つを柱としていたとこ

る、マイライン事業及びISP事業においてはある程度の黒字が出ていたが、直収線事業において大きなマイナスが出ていて、これを他の2事業の黒字額でもカバーしきれない状況であったこと。

⑤ 被告竹村と田代経理部長は、平成16年11月と平成17年2月の2回に亘り、佐藤会長に対して本件におけるDTSJを介したリースバックスキームと、その際、売買代金に工事費を乗せることについて反対意見を述べたこと。佐藤会長はこれを聞き入れなかったこと。

⑥ 平成16年10月から開始された本件リースバックスキームにおいては、平成電電は、物件を特定せずに取引を進めていたこと。

⑦ DTSJには、独自の担当者や実務社員も、スペースも存在しなかったこと。

⑧ リースバックスキームが始まる平成16年10月募集の10号匿名組合時から、募集額が従来の5倍の50億円、利率も8%から10%に引き上げられたこと。18号組合からは、募集額が更に上がって100億円にもなっていたこと。

⑨ リースバックと急激な募集額増額が行われた平成16年10月以降の時点は、平成電電において特段の大きな設備投資を行うような計画は何も存在しなかったこと。即ち、10号以降の募集額の大半が平成電電の運転資金に振り向けられたこと。

⑩ 平成17年に入ってから、平成電電は、直収線事業が近い将来に黒字に転ずる可能性が皆無であったにも拘わらず、黒字事業であるISP事業を同年3月、マイライン事業を同年7月か8月頃に、いずれも被告ドリテクに対して譲渡したこと。